

会議の名称	茨木市国民保護協議会
開催日時	平成30年5月22日(火) (午前・ 午後) 2時00分 開会 (午前・ 午後) 2時16分 閉会
開催場所	市役所南館10階 大会議室
議長	福岡 洋一 (茨木市長)
出席者	近畿農政局大阪府拠点総括農政推進官(大阪府担当) 陸上自衛隊第36普通科連隊第4中隊長 大阪府茨木土木事務所地域支援・企画課長 大阪府茨木警察署長 西日本旅客鉄道(株)茨木駅長 関西電力(株)大阪北電力部高槻ネットワーク技術センター所長 西日本電信電話(株)大阪支店設備部長 大阪ガス(株)導管事業部北東部導管部 保全チームマネージャー 日本通運(株)茨木支店長 阪急電鉄(株)高槻市駅統括駅長 阪急バス(株)茨木営業所 所長 淀川右岸水防事務組合事務局長 神安土地改良区理事長 茨木市消防団長 茨木市自治会連合会長 茨木防犯協会長 茨木市民生委員児童委員協議会副会長 国立研究開発法人産業技術総合研究所 名誉リサーチャー 茨木市副市長 茨木市副市長 茨木市教育長 茨木市消防長 茨木市危機管理監 茨木市総務部長 茨木市企画財政部長 茨木市市民文化部市民生活相談課長 茨木市こども育成部学童保育課長 茨木市産業環境部長 茨木市都市整備部長 茨木市建設部長 茨木市会計管理者 茨木市健康福祉部長寿介護課長
	【32人】

欠席者	大阪府茨木土木事務所長 大阪府北部農と緑の総合事務所長 大阪府茨木保健所次長 日本郵便（株）茨木郵便局長 西日本高速道路（株）関西支社大阪高速道路事務所長 茨木市医師会会長 【6人】
事務局職員	危機管理課長、危機管理課主幹、危機管理課計画係長 係員 【7人】
開催形態	公開
議題（案件）	茨木市国民保護計画の変更について
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 茨木市国民保護協議会配席表 2 茨木市国民保護計画（案） 3 茨木市国民保護計画の主な変更内容 4 パブリックコメントの結果 5 茨木市国民保護計画の変更について（答申）（案）

会 議 録

会 議 の 経 過

司会	ただ今より、茨木市国民保護協議会を開催させていただきます。 それでは、開会にあたり、本会の会長、福岡市長からご挨拶を申し上げます。
会長	会長あいさつ
司会	本協議会の議長は、茨木市国民保護協議会条例第5条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、市長よろしくお願いたします。
議長 (会長)	本日の会議につきましては、本市審議会等の公開に関する指針に基づきまして、公開とさせていただきます。傍聴及び会議録についても公開したいと考えております。また、会議録につきましては、要点筆記とし、発言者の氏名表記は自由な議論を行うため、省略とし、その作成につきましては、会長一任とさせていただきますと考えておりますが、こちらご異議ございませんでしょうか。
	《異議なしの声》
議長 (会長)	「茨木市国民保護計画の変更（案）」について、担当から説明を求めます。
事務局	それでは、「茨木市国民保護計画（案）の変更について」ご説明申し上げます。まず、平成16年に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）が施行され、平成19年に本市国民保護計画を作成していますが、この度、国が「国民の保護に関する基本指針」及び大阪府が「大阪府国民保護計画」を変更されましたことから、大阪府の協力を受けながら、お手元の資料3「茨木市国民保護計画の主な変更内容」にお示しする、知事による確認協議が必要な10項目について変更を行い、あわせて、本市機構改革などの時点修正や文言の整理などを行い、この計画の変更案を作成いたしました。 この変更案については資料2のとおりです。 変更内容について、資料3に基づいて説明させていただきます。 変更内容は10項目ございます。
	《資料3についての説明》
	それでは、ただ今の説明及び計画変更について、ご意見、ご質問がござい

会 議 の 経 過

議長 (会長)	<p>ましたら、発言をお願いいたします。</p> <p>《質疑なし》</p>
議長 (会長)	<p>次に、「茨木市国民保護計画の変更について」の答申について、お手元の資料5をご覧ください。こちらにつきまして、「茨木市国民保護計画の変更についての答申(案)」とすることによろしいか。ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>《質疑なし》</p>
議長 (会長)	<p>それでは、本協議会としまして、資料5のとおり答申するということによろしいでしょうか。</p> <p>《異議なしの声》</p>
議長 (会長)	<p>それでは、答申案のとおり承認し、答申することといたします。今後の事務の進め方につきまして、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>本協議会からの答申いただきました後、その内容を尊重し、すみやかに、市の計画案として完成させた後、国民保護法第35条第5項の規定に基づき、府知事との協議を行いまして、計画を確定させたいと考えております。その後、同法第35条第6項の規定により、市議会に報告し、市民の皆様公表するという流れで事務を進めてまいります。</p>
議長 (会長)	<p>ただ今、事務局から今後の事務の進め方について説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>《質疑なし》</p>
議長 (会長)	<p>皆様のご協力によりまして この答申案をまとめることができましたことを厚くお礼申しあげます。これにて本日の議事を終了させていただきます。</p>